

○厚生労働省令第百三十九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第十一の三の三(第六十条、第六十八条関係)

(略)
ファイナンシャル・プランニング
眼鏡作製
知的財産管理
(略)

別表第十一の三の四(第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係)

(略)
ファイナンシャル・プランニング
眼鏡作製
知的財産管理
(略)

別表第十一の四(第六十一条関係)

検定職種		等級	
(略)	(略)	(略)	(略)
ファイナンシャル・プランニング	(略)	一級及び二級	(略)
眼鏡作製	(略)	(略)	(略)
知的財産管理	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十一の四の二(第六十二条の二関係)

検定職種		実施方法	
(略)	(略)	(略)	(略)
ファイナンシャル・プランニング	(略)	(略)	(略)

改正前

別表第十一の三の三(第六十条、第六十八条関係)

(略)
ファイナンシャル・プランニング
(新設)
知的財産管理
(略)

別表第十一の三の四(第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係)

(略)
ファイナンシャル・プランニング
(新設)
知的財産管理
(略)

別表第十一の四(第六十一条関係)

検定職種		等級	
(略)	(略)	(略)	(略)
ファイナンシャル・プランニング	(略)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(新設)	(略)
知的財産管理	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十一の四の二(第六十二条の二関係)

検定職種		実施方法	
(略)	(略)	(略)	(略)
ファイナンシャル・プランニング	(略)	(略)	(略)

(略)	知的財産管理	眼鏡作製
(略)	(略)	製作等作業試験

(略)	知的財産管理	(新設)
(略)	(略)	(新設)

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十

四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。	検定職種	(略)	名称	(略)	主たる事務所の所在地	(略)	試験業務の範囲	(略)	指定の日	(略)
	知的財産管理	(略)	公益社団法人日本眼鏡技術者協会	大阪府大	眼鏡作製職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	令和三年八月十三日				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。	検定職種	(略)	名称	(略)	主たる事務所の所在地	(略)	試験業務の範囲	(略)	指定の日	(略)
	知的財産管理	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。